

令和5年度
学校法人中野学園

学校債募集要項



趣旨

学校法人中野学園では、オイスカ浜松国際高等学校およびオイスカ開発教育専門学校の募集定員枠拡大（※）にともなう教育事業と施設の維持・拡充のため、学校債を発行しご支援をお願いしております。

※国際的な本学園の特色をより生かすため、高校では「国際文化コース」の充実、専門学校では日本語科の受入れ枠を拡大し、国際的な募集活動を展開します。

学校法人中野学園

オイスカ浜松国際高等学校 オイスカ開発教育専門学校
〒431-1115 静岡県浜松市西区和地町 5835 番地
TEL. 053-486-3011 FAX. 053-486-0021

学校債募集要項

1. 名 称

学校法人中野学園 学校債（以下「学校債」という）。

2. 募集目的

オイスカ浜松国際高等学校およびオイスカ開発教育専門学校の募集定員枠拡大による施設の補修・拡充にともない、学園が安定した教育活動を行うため。

3. 募集金額

総額 3 億円（学校債発行予定枠として）。

4. 募集期間

令和 5 年 4 月 1 日より令和 6 年 3 月 31 日。

5. 募集対象

在校生・卒業生の保護者、卒業生、教職員（関係者含む）、その他本学園とかかわりのある方。

6. 学校債券の券面金額

10 万円以上。

7. 償還期間

原則として三年（三年債）、または五年（五年債）。

※事情によっては一年または二年でも受付可

※償還日が休日（金融機関）の場合は、翌営業日の支払いとなります。

8. 利 率

五年債 … 年利 1.00%（単利計算）

三年債 … 年利 0.50%（単利計算）

※利息支払日が休日（金融機関）の場合は、前営業日の支払いとなります。

9. 利息支払方法

1 年ごとに支払い。

10. 金 額

1 件当たり 10 万円以上、10 万円の倍数とします。

11. 申込み(引受け)

申込みは随時取り扱います。所定の「申込書」を入金前に学園事務局へ直接、または郵送にてご提出ください。

12. 払込み

「申込書」提出後、学園事務局へ直接または、下記口座へ振り込みにてご入金ください。恐縮ですが振込手数料はご本人負担でお願いします（利息、元金償還の振込手数料は本学園が負担）。振込人名義は、「申込書」に記載の氏名でお願いします。

振 込 先	： 静岡銀行富塚支店 普通預金 0040163
口座名義	： 学校法人中野学園 理事長 中野悦子
お名前	： がく)か)がく)ん

13. 発行日

債券の発行日（契約日）は次の通りとします。

- ・毎月1日～10日のご入金 → 同月10日に発行
- ・毎月11日～20日のご入金 → 同月20日に発行
- ・毎月21日～末日のご入金 → 同月末日に発行

14. 受取書

「申込書」の到着、入金確認が完了次第、「受領書」と「学校債登録通知書」を簡易書留で送付いたします。

15. 学校債の性格

本学校債は、金銭消費貸借契約に基づく借入金の性格を有します。よって、「学校債登録通知書」は借入金証書となります。

16. 学校債券の形式

- (1) 本学校債券は、諸経費の節減のため無発券とします。
- (2) 無発券のため、本学園が発行する「受領書」と「学校債登録通知書」を大切に保管してください。

17. 学校債の償還方法

償還期限前に満期について通知し、満期後、次の方法で償還を行います。

- (1) 償還は債券の払込人に対し、定められた利率による利息を付けて行います。
- (2) 代理人が償還を受けようとするときは、委任状又はその資格を証明する書類を提出していただきます。
- (3) 相続人が償還を受けようとするときは、その資格を証明する書類を提出していただきます。
- (4) 「償還手続書」をご提出いただいた後、指定口座への振込みによって償還いたします。その際の振込手数料は本学園が負担いたします。
- (5) 償還元金および利息は、償還時に本学園の寄付金へ振り替えることができます。

18. その他

- (1) この学校債は第三者に対して質権の設定はできません。
- (2) 反社会的勢力関係者は応募できません。
- (3) 個人情報の取り扱いに関する説明事項

※学校債引受けに関する個人情報は、手続き事務・履行(償還等)および事務連絡のために限定して使用します。ご本人の承諾なくして第三者に情報が提供されることはありません。

お問い合わせ・お申し込み先

学校法人中野学園 学校債受付係

〒431-1115 静岡県浜松市西区和地町 5835 番地

TEL. 053-486-3011 FAX. 053-486-0021

E-mail: office@oisca.ac.jp

◆学校債についてのQ & A

Q 1 学校債とはどういうものですか。

A 学校教育活動及び施設・設備の維持拡充のため、必要となる資金の調達を目的として発行します。公社債等の有価証券とは違い、金銭消費貸借契約で取扱う借入金ですので、「学校債登録通知書」は借入金証書となります。

Q 2 学校債で調達した資金は具体的にどのような目的に使われるのですか。

A 学園施設の改修や拡充、設備更新（IT 設備環境等）、その他教育事業遂行に必要な支払い資金として使われます。

Q 3 資金運用としてメリットがあるということでしょうか。

A 金融機関等の定期預金にするよりは高金利で運用できます。学園の側からすると、民間の金融機関から借入れする場合より金利負担は安く済むため、預金金利より高く設定できます。

Q 4 利息の受け取り方法は？

A 1年ごと、債券発行日(応当日)に支払いです。引受け申込時に指定した銀行口座へ振り込まれます。

Q 5 利息は税務上どのような取り扱いになりますか。

A 所得税法上の雑所得となり、確定申告の対象となりますが、年間の給与収入が2,000万円以下の給与所得者（一箇所からのみ給与を受けている方）で年末調整を受け、確定申告を必要としない方で、かつ、年間の給与所得以外の所得（退職所得は除く）が20万円以下の場合、確定申告をする必要はありません。

Q 6 期日を忘れて償還の請求をしなかった場合、どうなるでしょうか。

A 事前に満期の通知はいたします。その後、償還の請求がなかった場合は直接連絡で確認の上、償還の手続きをさせていただきます。

Q 7 時期をずらして追加で応募した時は、既発行分との合計額での利率になりますか。

A 利息支払日が毎年債券発行日または満期日となるため、取り扱い上別になります。

オイスカ浜松国際高等学校

<https://www.oisca.ed.jp>

オイスカ開発教育専門学校

<https://www.oisca.ac.jp>

